

Ⅱ 組合員の意思が  
反映される運営の確保

## Ⅴ－(1) 総会の招集手続

### 制度の概要

総会を招集する場合に定めるべき事項や招集通知の発出等総会の招集手続を定める制度

#### 生協の現状

- ・総会の招集は、原則として理事(理事を欠く場合等は監事)が行うこととされているが、総会の日時及び場所など、総会招集時に定めるべき事項については、特段規定されていない(ただし、会議の目的たる事項を示して招集することとされている)。
- ・総会の招集通知については、総会の5日前までに発出することとされている。

#### 他制度の状況

##### 農協法

- ・総会の招集は、原則として理事(理事を欠く場合は監事が行う等の例外あり)が行うこととされており、招集に際して、理事は、総会の日時及び場所、総会の目的事項等を、理事会の議決により定めなければならないとされている。
- ・総会の招集通知については、総会の10日前までに発出することとされている。

##### 中協法

- ・総会の招集は、原則として理事会が行うこととされているが(例外として、行政庁の許可を受けての総会招集請求組合員による招集あり)、総会の招集を行う場合に、会議の目的である事項を示すこととする規定はあるものの、具体的に招集に際して決定すべき事項に関する定めはない。
- ・総会の招集通知については、総会の10日前までに発出することとされている。

##### 会社法

- ・株主総会の招集は、原則として取締役(例外として、裁判所の許可を受けての株主総会招集請求株主による招集あり)が行うこととされており、招集に際して、取締役は、総会の日時及び場所、総会の目的事項等を、理事会の議決により定めなければならないとされている。
- ・総会の招集通知については、原則として株主総会の2週間前までに発出することとされている。

#### 改正の方向性

会議の日時及び場所など、総会の招集を行う場合に定めるべき事項やそれらを決定する機関に関する規定を整備してはどうか。また、組合員数の増加に伴う総会の大規模化、議決事項の複雑化に対応するため、招集通知の発出期限を総会の5日前から10日前までに延長してはどうか。

## II-(2) 総(代)会議決事項

### 制度の概要

総会や総代会で議決すべき事項について定める制度

#### 生協の現状

定款の変更、規約の設定、変更等、組合の解散及び合併又は借入金の最高限度額等一定の事項については、総会の議決を経なければならないとされており、総代会についても総会に関する規定が準用されるとされている。ただし、組合の解散及び合併については、総代会において、議決することはできないとされている。

#### 他制度の状況

##### 農協法

- ・定款の変更等一定の事項について、総会の議決事項とされているが、借入金の最高限度額等については、総会の議決事項とはされていない。また、共済規程の変更のうち軽微な事項については、定款により総会決議事項から除外できるとされている。
- ・組合の解散及び合併については、総代会でも議決することができるかとされている。総代会で解散等決議がされた場合には、全組合員に通知をすることが必要であり、一定数以上の組合員からの総会招集請求があった場合には、当該総会での承認がなければ、当該合併等決議の効力は失われるとされている。

##### 中協法

- ・総会の議決事項については、同上。
- ・組合の解散及び合併については、総会の専決事項とされている。

##### 会社法

- ・取締役会設置会社においては、定款の変更等会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができるかとされている。

#### 改正の方向性

組合員数が一定以上の組合においては、総会開催が困難な場合も多く、解散及び合併を総会専決事項とすると支障があることから、組合の解散及び合併について、総代会での決議がされた場合の全組合員への通知や、一定数以上の組合員からの総会招集請求があった場合の総会での承認に関する規定を設けた上で、総代会においても議決できることとしてはどうか。

また、他法の規定等も参考に、借入金の最高限度額については総会の議決を不要とするなど議決事項についての必要な見直しを行うこととしてはどうか。

## Ⅱ－(3) 総代会の設置基準

### 制度の概要

組合員全員によって構成される総会に代わり設けられる、組合員を代表する総代から構成される機関である総代会を設けることができる」とされる組合員数の基準

### 生協の現状

1000人以上の組合員を有する組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができるとされている。

### 他制度の状況

#### 農協法

・500人以上の組合員を有する組合は、定款の定めるところにより、総代会を設けることができるとされている。

#### 中協法

・200人以上の組合員を有する組合は、定款の定めるところにより、総代会を設けることができるとされている。

### 改正の方向性

組合員数が一定の規模以上になった場合には、総会の開催が困難な場合も多いことから、定款の定めるところにより、総代会を設けることが可能となる組合員数規模の基準を、1000人から引き下げることはどうか。

## Ⅱ－(4) 役員を選出方法(選任制度の導入等)

### 制度の概要

役員を総会の議決(多数決)によって選出するもので、あらかじめ一定の手続により選定した役員候補者を、一つの議案として総会に提出し、これに対する賛否を問う方法

### 生協の現状

法令上、定款の定めるところにより、選挙することとされており、その他の選出方法に関する規定は存在しない。

### 他制度の状況

#### 農協法

- ・ 定款の定めるところにより、総会において選挙することとされている。選挙の方法については、無記名投票によること等が定められている。
- ・ また、定款の定めるところにより、組合員が総会において選任することができることとされている。

#### 中協法

- ・ 同上
  - ・ さらに、出席者内に異議がないときは、指名推薦(※)の方法によって、役員を選任することができることとされている。
- [ ※ 指名推薦:被指名人を当選人とすべきかどうかを総会に諮り、出席者全員の同意を得られた場合には、当選人とするもの ]

#### 会社法

- ・ 役員は、株主総会の決議によって選任することとされている。

### 改正の方向性

役員を選出方法については、現行どおり、選挙を原則とした上で、無記名投票によることなど必要な選挙に関する手続規定を設けることとしてはどうか。また、組合の果たす機能の複雑化、高度化に伴い、役員に適材適所やチームワーク等がこれまで以上に求められるようになってきたこと等から、他法にならい、定款の定めるところにより、選任制度により、役員を選出できることとしてはどうか。

## Ⅱ－(5) 理事及び監事の報酬決定手続

### 制度の概要

理事及び監事の報酬の決定手続を定める制度

#### 生協の現状

法令上、理事及び監事による報酬の決定手続に関する規定は存在しない。

#### 他制度の状況

##### 農協法

- ・ 理事の報酬、賞与等については、定款に①額が確定しているものについてはその額、②額が確定していないものについては具体的な算定方法、③金銭以外のものについては具体的な内容、を定めていないときは、総会決議によって定めることとされている。また、総会に報酬に関する議案を提出した理事は、総会において、その議案を相当とする理由を説明しなければならないとされている。
- ・ 監事の報酬、賞与等は、定款にその額を定めていないときは、総会の決議によって定めることとされている。また、監事が2人以上いる場合で、各監査役の報酬について定款の定めや総会決議がないときは、その範囲内で、監事の協議によって定めることとされている。また、監事は、総会において、報酬等について、意見を述べることができるとされている。

##### 中協法

- ・ 同上

##### 会社法

- ・ 取締役及び監査役の報酬について、同上

#### 改正の方向性

他法にならい、理事及び監事の報酬については、定款に定めがないときは、総会で決定することなど、その決定手続について規定を設けることとしてはどうか。

## Ⅱ－(6) 組合員代表訴訟

### 制度の概要

組合員が訴訟により不適正な運営の是正を求める権利を認める制度

#### 生協の現状

法令上、役員の実任追及の訴え等、組合員代表訴訟に関する規定は存在しない。

#### 他制度の状況

##### 農協法

・以下の組合員代表訴訟等について規定されている。

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| ①理事の違法行為差止めの訴え | ②役員、清算人の責任追及の訴え      |
| ③総会の決議取消の訴え    | ④総会決議事項無効確認・不存在確認の訴え |
| ⑤出資一口金額減少無効の訴え | ⑥設立無効の訴え             |
| ⑦合併無効の訴え       |                      |

※②など、組合と理事との間の訴訟については、監事が組合を代表することと定められている。

##### 中協法

・同上

##### 会社法

・同上

#### 改正の方向性

組合員による適正な組織運営の確保を可能とするため、組合員代表訴訟について、他法にならい、規定を設けることとしてはどうか。